

利用申込についての注意事項

利用申込書の有効期間について

定期的に介護度を確認するため、要介護度の認定有効期間が利用申込書の有効期間となります。身元引受人は、介護度の更新申請終了後、新たに介護度が決定しましたら、担当の介護支援専門員へ意見書の再提出を依頼してください。要介護認定期間が1年経過しても更新が成されない場合、申込みを取下げ処分とさせていただきますのでご了承ください。

問合せ先

社会福祉法人村上岩船福祉会 下記の各施設受付窓口で受付できます。

特別養護老人ホームたかつぼ

〒959-3107
村上市下鍛冶屋 572 番地 7
TEL 0254-62-1455

特別養護老人ホームゆり花園

〒959-3942
村上市勝木 862 番地 10
TEL 0254-77-2475

特別養護老人ホーム羽衣園

〒958-0251
村上市岩沢 1616 番地
TEL 0254-72-0055

特別養護老人ホーム垂水の里

〒959-3261
岩船郡関川村湯沢 728 番地 1
TEL 0254-64-2322

特別養護老人ホームさつき園

〒959-3443
村上市北新保 683 番地 9
TEL 0254-66-8877

特別養護老人ホームいわくすの里

〒958-0053
村上市上の山 2 番地 17
TEL 0254-50-2100

ホームページでも紹介されています。 www.murakamiiwafune.or.jp

利用申込みについて

特別養護老人ホーム利用申込書を記入していただき、介護支援専門員の意見書を担当介護支援専門員(入院先の相談員、入所施設の介護支援専門員等)へ依頼してください。希望する施設の窓口へ提出をお願いします。2枚揃いましたら入所申込完了となります。不明な点がございましたらお申し出ください。

入所の決定について

入所の決定は申込み順では無く、介護度、世帯状況、生活状況等から評価点を算出し、各施設の入所検討委員会にて決定します。施設入所に空きが出た場合には、入所検討委員会で決定された内容をもとに、その施設の生活相談員等が利用申込者及び身元引受人へ入所打診します。

法人施設への複数利用申込みについて

希望に沿い、法人内の他施設をあわせて利用申し込みすることが可能です。申し込み用紙裏面の「3 あわせて他の施設にも申し込み希望する」に○を付け、施設名を記入してください。追加、変更等も可能ですのでご相談ください。